

奈良県告示第百四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、中
方土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があつ
た。

平成二十七年六月二十三日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の様名、氏名及び住所

理事	田中 誠義	天理市東井戸堂町二〇―二
〃	松岡 俊行	〃 九条町一二―一
〃	喜多 敏夫	〃 〃 一二四
〃	大封 雅史	〃 〃 一四一
〃	北中 テル子	〃 〃 七〇
〃	田中 和義	〃 〃 一九七―一
監事	畑中 良文	〃 〃 九七―二
〃	森口 義輝	〃 〃 一三一

二 就任役員の様名、氏名及び住所

理事	大封 惠勇	天理市九条町八八
〃	今井 康弘	〃 〃 一三〇
〃	今井 義治	〃 〃 一二九
〃	大封 隆	〃 〃 八二
〃	畑中 良文	〃 〃 九七―二
監事	東田 邦種	〃 〃 一〇〇
〃	安井 義昌	〃 〃 一二三―二